

入札説明書

農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧表
- III 入札書・委任状
- IV 仕様書に関する質問書
- V 契約書(案)
- VI その他

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務

(2) 主な業務内容

農業近代化資金の融資状況の登録管理を行うシステムについて、現在使用している機器の更新に伴う新端末の設定並びにプログラムのリプレース及び既存データの移行を行うもの。
詳細は、仕様書による。

(3) 業務委託期間

契約の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 業務の実施場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階

徳島県農林水産部農林水産政策課及び受託者社内

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

次のすべてに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中、「電算処理」、「プログラム作成」又は「システム開発」のいずれかに登録されている者
- ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされていない者であること。
- ⑥ 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

3 入札に参加する者に求められる事項等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類(以下「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」という。)を、県の指定する様式により、(1)の①に掲げる提出期間内に(1)の②に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した条件付き一般競争入札参加資格確認申請書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。

(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間及び場所、方法

① 提出期間

令和7年12月3日(水)から令和7年12月12日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間は除く)

② 提出場所

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階
農林水産部農林水産政策課 検査指導・金融担当

③ 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は書留郵便に限ることとし、封筒の表面に「農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書の上、①に掲げる期間内に必着のこと。

(2) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和7年12月12日(金)までの日付で書面により通知する。

4 入札説明書及び仕様書の交付期間、場所について

(1) 期間

令和7年12月3日(水)から令和7年12月12日(金)午後5時まで

(2) 公布場所

徳島県ホームページにおいて無償で公布する。
なお、仕様の変更等があった場合、徳島県ホームページで通知する。

5 現行システムの確認方法について

現行機器におけるシステム及び新端末について、事前に連絡の上、次のとおり確認することができる。

(1) 期間

令和7年12月3日(水)から令和7年12月12日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間は除く)

(2) 場所

徳島県庁6階 農林水産政策課

(3) 方法

期間内に次のメールアドレスに連絡し、指定された日時に確認すること。

農林水産政策課メールアドレス nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
また、確認当日に、「機密保持誓約書」を提出すること。

(4)その他

確認時間は2時間以内とし、確認作業には県担当者が立会するものとする。

6 問合せ等について

(1)この入札についての問合せ先

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階

徳島県農林水産部農林水産政策課検査指導・金融担当

電話 088-621-2394

ファクシミリ 088-621-2854

電子メールアドレス nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2)問合せ方法

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。

(3)受付期間

令和7年12月3日(水)から令和7年12月10日(水)午後5時まで

(4)回答

期間内に受け付けた問合せに対する回答は、令和7年12月12日(金)までに
徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事に掲載することとする。

7 入札手続等

(1)入札及び開札執行の日時及び場所

①日時

令和7年12月18日(木)午後2時

②場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階 601会議室

③提出方法

直接持参

(2)入札の方法等

①入札の方法

「農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務の総価」で行う。

②入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていかなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名
を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費
一切を含めた金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に
相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費
税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額
の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし、数量については、特に指定した場合を除き、記載を要しない。
- オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
- キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ③再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。
また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ① 2及び4に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
- ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
- エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、2及び4の入札参加資格の確認の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

6(1)に同じ

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

9 その他

入札参加者及びその代理人が 提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等(顔写真入り)の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真付きの社員証等を持参すること。

10 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 一般競争入札参加資格審査確認申請書提出時

① 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 1部

郵送の場合は書留郵便に限ることとし、封筒の表面に「農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書すること。

② 会社概要 1部

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件〇〇〇〇〇〇」を記載すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

III 入札書・委任状

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

徳島県知事殿

令和　年　月　日

委任状

徳島県知事殿

委任者
住 所

氏 名

受任者
住 所

氏 名

私は、を代理人とし、徳島県が令和　年　月　日に執
行する『農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務』の入札に関する一切の
権限を委任します。

IV 仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名： 農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

委託契約書(案)

徳島県(以下「甲」という。)と○○○(以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

(委託業務の目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 委託業務名 令和7年度農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ

(2) 委託業務の内容 令和7年度農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(委託業務の処理)

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(業務委託期間)

第3条 業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金○○,○○○,○○○円とする(うち消費税及び地方消費税の額 金○,○○○,○○○円)。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、委託業務の処理状況について、隨時に調査をし、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、前条の委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払等)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、遅滞なく委託業務に係る成果品を甲に引き渡すとともに、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その金額を乙に請求することができる。
- 4 乙は、第1項の規定に基づき契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第17条 成果物の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲は乙に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第18条 委託業務完了後1年間において成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことが判明した場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙に無償にて修正を求めることができるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(権利の帰属)

第19条 乙は、委託業務の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権を第9条第3項の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、プログラムの著作物につき、委託業務の成果品と同種のプログラム等に共通に使用されるモジュール、サブルーチン等及び委託業務の成果品に関するアイデア、ノウハウ、仕様を利用し、ソフトウェアを作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行うことができるものとする。

- 2 乙は、甲に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(情報セキュリティ要件)

第20条 乙は、委託業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙

2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田正純

乙 住所
会社名
代表者 職 氏名

別紙1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならぬ。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならぬ。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならぬ。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならぬ。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

別紙2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

仕 様 書

1 業務名

農業近代化資金システムリプレース・レベルアップ業務

2 背景及び目的

運用中の農業近代化資金システムは、Microsoft Windows10 上において Microsoft Access 2016 で動作しているが、Windows10 および Office2016 のサポートが 2025 年 10 月 14 日に終了したことから、保全性、機密性を確保するため、Microsoft Windows11 上において Microsoft Access 2024 で動作するよう、レベルアップを行う。

また、現在使用中の機器の更新に伴う、新端末の設定、プログラムのリプレース及び既存データの移行を実施する。

3 前提条件

新端末において、Microsoft Access 2024 上でシステムが正常動作すること。
新端末はネットワークに接続していないスタンドアロンである。

4 レベルアップ仕様

(1) 動作検証について

- ・旧システムと同様の入出力画面が提供されていることを確認すること。
- ・旧システムと同様の帳票が提供されていることを確認すること。

(2) セキュリティ対策について

- ・旧システムと同様のセキュリティが確保されていること。

5 開発言語・環境等

(1) データベースは、当課で調達するクライアント機上に、Microsoft SQL Server 2022 Express Edition で構築すること。

(2) システムは、Microsoft Access 2024 で動作を確認すること。

(3) Microsoft Windows11 で動作すること。

6 納入物件

(1) システムプログラム（正・副2部）

- ・インストーラを備えた光学媒体で納品すること。

(2) インストール手引（正・副2部）

- ・インストール手順が分かりやすく明記されていること。
- ・光学媒体で納品すること

7 納入条件

- (1) 徳島県農林水産政策課へ導入及び動作確認を行うこと。
- (2) 導入後、契約不適合責任の期間内において対応を確実に行い、緊急時の対応が迅速であること。

8 納入場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県農林水産部農林水産政策課

9 納入期限

令和8年3月31日（火）

記載例

代表者本人が入札するとき

入札書

¥マークを付すこと

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、
入札概要書(もしくは入札説明書)を
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和〇年〇月〇日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

住所 徳島市万代町1丁目1番地

万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

記載例

代理人が入札するとき

入札書

¥マークを付すこと

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、
入札概要書（もしくは入札説明書）を
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和〇年〇月〇日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

住所 徳島市万代町1丁目1番地

万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名 代表取締役 日本太郎

代理人 住所 徳島市佐古1番町1番地

氏名 加藤 一郎

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

住所は代理人の自宅住所を記載

上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名
(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可

記載例

令和〇年〇月〇日

委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地
万代産業株式会社
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地
氏名 加藤 一郎

私は、加藤 一郎を代理人とし徳島県が令和〇年〇月〇日に執行する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社 住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。